

【指定施設サービス事業者】

サービスの種類	介護療養型医療施設（介護保険法第8条第26項）	
指定単位	施設ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護 保険 法	申請者	療養病床等を有する病院又は診療所を開設する者又は療養病床以外の病院の病床のうち認知症である要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定められた基準を有する病院又は診療所
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	平成23年度末で廃止 廃止に伴い他の介護保険施設等への施設の転換を円滑に進めるために、人員、施設基準の一部を緩和した経過型介護療養型医療施設の類型を平成18年7月1日から創設。（「(4)経過型介護療養型病床を有する病院の場合」を参照）
関連法	医療法上の開設許可	医療法第7条又は第8条の開設許可等が必要
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ 介護療養施設サービス（介護療養型医療施設）

介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うこと（介護保険法第8条第26項）

◎介護療養型医療施設の指定基準

介護療養型医療施設の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

(1) 療養病床を有する病院の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 医師、薬剤師、栄養士 医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>2 看護職員（看護師、准看護師） 療養病床に係る病棟において 入院患者：看護職員=6：1（常勤換算）</p> <p>3 介護職員 療養病床に係る病棟において 入院患者：介護職員=6：1（常勤換算）</p> <p>4 理学療法士、作業療法士 施設の実情に応じた適当数</p> <p>5 介護支援専門員 (1) 入院患者：介護支援専門員=100：1（常勤換算で端数を増すごとに1） (2) 専従・常勤（他の業務との兼務は可）</p> <p>6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養型医療施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。また、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>② 夜間及び深夜については、二ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ※当面はユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」を各施設に2名以上配置することで良いものとする。ただし、研修受講生を配しないユニットにおいてもケアに責任を持つ職員を決めること。</p> <p>④ ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護老人保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護老人保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>⑤ ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>※ 共通事項 「入所者の数」は前年度の平均値、新規の許可の場合は推定数</p>

II 設備に関する基準

(ユニット型以外の指定介護療養型医療施設の施設及び設備に関する基準)

- 1 食堂及び浴室を有すること
* 病床転換による旧療養型病床群は、療養環境の改善計画が提出されている施設は平成 20 年 3 月 31 日まで、療養環境の改善計画が提出されていない施設は平成 19 年 3 月 31 日までは有しないことができる。ただし、シャワー等の設備は必要
- 2 病室
 - (1) 4床以下
* 病床転換による旧療養型病床群は平成 20 年 3 月 31 日までは5床以上でも可。
 - (2) 内法による測定で1人あたりの床面積 6.4 m²以上
* 病床転換による旧療養型病床群は平成 20 年 3 月 31 日までは 6.0 m²以上で可。
- 3 廊下幅は 1.8m 以上、ただし、中廊下幅は 2.7m 以上
* 病床転換による旧療養型病床群は平成 20 年 3 月 31 日までは 1.2m 以上、中廊下幅は 1.6m 以上で可。
- 4 機能訓練室
内法で 40 m²以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること
* 病床転換による旧療養型病床群は平成 20 年 3 月 31 日までは十分な広さで可。
- 5 談話室 談話を楽しめる広さ
- 6 食堂 入院患者 1 人につき内法で 1 m²以上の広さ
- 7 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- 8 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の施設及び設備に関する基準)

- 1 ユニット及び浴室を有すること。
- 2 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
 - 一 ユニット
 - イ 病室
 - (1) 定員 1 人
※入居者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は 2 人でも可
 - (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入院患者の定員は、おおむね 10 人以下。
 - (3) 床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 13.2 m²以上を標準とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあっては、21.3 m²以上を標準とする。
 - ② ユニットに属さない病室を改修したものについては、10.65 m²以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあっては、21.3 m²以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても可。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 1つの共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること

三 機能訓練室

内法による測定で40㎡以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

五

前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

六

2の一のロの共同生活室は、医療法施行規則第21条第1項第2号に規定する食堂とみなす。

七

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(一部ユニット型指定介護療養型医療施設の施設及び設備の基準)

一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあってはユニット型指定介護療養型医療施設で、それ以外の部分にあってはユニット型以外の基準とする。ただし、浴室、機能訓練室については、ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ1つの設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

III 運営に関する基準	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）の第 4 章、第 5 章（ユニット型）、第 6 章（一部ユニット型）「運営に関する基準」をご覧ください。
--------------	--

(2) 療養病床を有する診療所の場合

内	容
I 人員に関する基準	<p>1 医師 1 人以上（常勤換算）</p> <p>2 看護職員（看護師、准看護師） 療養病床に係る病棟において 入院患者：看護職員=6：1（常勤換算）</p> <p>3 介護職員 療養病床に係る病棟において 入院患者：介護職員=6：1（常勤換算） *看護職員、介護職員については、当分の間、療養病床に係る病室において 入院患者：看護及び介護職員=3：1（常勤換算） そのうち少なくとも 1 人は看護職員</p> <p>4 介護支援専門員 1 人以上 *他の業務との兼務は可 *非常勤でも可</p>
II 設備に関する基準	<p>(ユニット型以外の指定介護療養型医療施設の施設及び設備に関する基準)</p> <p>1 食堂及び浴室を有すること *病床転換による診療所旧療養型病床群は、療養環境の改善計画が提出されている施設は平成 20 年 3 月 31 日まで、療養環境の改善計画が提出されていない施設は平成 19 年 3 月 31 日までは有しないことができる。ただし、シャワー等の設備は必要</p> <p>2 病室 (1) 4床以下 *病床転換による診療所旧療養型病床群は平成 20 年 3 月 31 日までは 5 床以上でも可。 (2) 内法による測定で 1 人あたりの床面積 6.4 m²以上 *病床転換による診療所旧療養型病床群は平成 20 年 3 月 31 日までは 6.0 m²以上で可。</p> <p>3 廊下幅は内法で 1.8m 以上、ただし、中廊下幅は 2.7m 以上 *病床転換による診療所旧療養型病床群は平成 20 年 3 月 31 日までは 1.2m 以上、中廊下幅は 1.6m 以上で可。</p> <p>4 機能訓練室 十分な広さを有し、必要な器機・器具を備えること</p> <p>5 談話室 談話を楽しめる広さ</p> <p>6 食堂 入院患者 1 人につき 1 m²以上の広さ</p> <p>7 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの</p> <p>8 消火設備 その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>

(ユニット型指定介護療養型医療施設の施設及び設備に関する基準)

- 1 ユニット及び浴室を有すること。
- 2 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット

イ 病室

- (1) 定員 1人
※入居者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人でも可
- (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下
- (3) 床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 13.2㎡以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上を標準とする。
 - ② ユニットに属さない病室を改修したものについては、10.65㎡以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても可。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 1つの共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

- 1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること

三 機能訓練室

- 機能訓練を行なうために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

	<p>四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>五 前項第2号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>六 2の一の口の共同生活室は、医療法施行規則第21条第1項第2号に規定する食堂とみなす。</p> <p>七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(一部ユニット型指定介護療養型医療施設の施設及び設備の基準)</p> <p>一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあってはユニット型指定介護療養型医療施設で、それ以外の部分にあってはユニット型以外の基準とする。ただし、浴室、機能訓練室については、ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ1つの設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p>
<p>III 運営に関する基準</p>	<p>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の第4章、第5章（ユニット型）、第6章（一部ユニット型）「運営に関する基準」をご覧ください。</p>

(3) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合

	内 容
<p>I 人員に関する基準</p>	<p>1 医師、薬剤師、栄養士 (1) 医療法上必要とされる数以上 (2) 当該病棟において施設サービスを担当する医師1人以上配置</p> <p>2 看護職員（看護師、准看護師） 当該病棟において (医療法施行規則第43条の2該当のもの) 入院患者：看護職員＝3：1（常勤換算） (それ以外のもの) 入院患者：看護職員＝4：1（常勤換算）</p> <p>3 介護職員 当該病棟において 入院患者：介護職員＝6：1（常勤換算） * 当分の間は、入院患者：介護職員＝8：1（常勤換算）</p> <p>4 作業療法士 (1) 当該病棟において1以上 (2) 専従・常勤 * 作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の作業療法に従事した経験があるもの。）を置いている場合は、当分の間、週に1日以上当該病棟においてサービスに従事する作業療法士の配置で可</p>

	<p>5 精神保健福祉士又はこれに準ずる者 (1) 当該病棟において1以上 (2) 専従・常勤</p> <p>6 介護支援専門員 (1) 当該病棟における入院患者：介護支援専門員＝100：1（常勤換算で端数を増すごとに1） *療養病床を有する病院の場合は、療養病床に係る入院患者数との合計による (2) 専従・常勤（他の業務との兼務は可）</p>
<p>II 設備に関する基準</p>	<p>(ユニット型以外の指定介護療養型医療施設の施設及び設備に関する基準)</p> <p>1 生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有すること</p> <p>2 病室 (1) 4床以下 (2) 内法による測定で1人あたり床面積6.4㎡以上 *病室転換による老人性認知症疾患療養病棟は、6床以下であればよい</p> <p>3 病棟面積 内法による測定で1人あたりの床面積18㎡以上（事業の管理の事務に供する部分を除く。）</p> <p>4 廊下幅は内法で1.8m以上、ただし、中廊下幅は2.7m以上（医療法施行規則第43条の2該当のものは2.1m以上） *病床転換による老人性認知症疾患病棟は、1.2m以上、中廊下幅は1.6m以上で可。</p> <p>5 生活機能回復訓練室 60㎡以上の面積を有し、専用の器械・器具を備えること</p> <p>6 デイルーム・面会室の合計 入院患者1人につき2㎡以上の広さ</p> <p>7 食堂 入院患者1人につき1㎡以上の広さ デイルームとの兼用は可</p> <p>8 浴室 入浴の介護を考慮し、できるだけ広いもの</p> <p>9 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(ユニット型指定介護療養型医療施設の施設及び設備に関する基準)</p> <p>1 ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有すること。</p> <p>2 ユニット、廊下、生活回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 病室</p> <p>(1) 定員 1人 *入居者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人でも可</p> <p>(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下</p> <p>(3) 床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 13.2㎡以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場</p>

	<p>合にあつては、21.3㎡以上を標準とする。</p> <p>② ユニットに属さない病室を改修したものについては、10.65㎡以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、21.3㎡以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても可。</p> <p>(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 1つの共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 廊下幅</p> <p>1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること</p> <p>三 生活機能回復訓練室</p> <p>60㎡以上の広さを有し、専用の器械及び器具を備えること。</p> <p>四 浴室</p> <p>入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。</p> <p>五</p> <p>前項第2号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>六</p> <p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>
--	---

	<p>(一部ユニット型指定介護療養型医療施設の施設及び設備の基準)</p> <p>一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあつてはユニット型指定介護療養型医療施設で、それ以外の部分にあつてはユニット型以外の基準とする。ただし、浴室、生活機能回復訓練室については、ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ1つの設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p>
<p>Ⅲ 運営に関する基準</p>	<p>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の第4章、第5章（ユニット型）、第6章（一部ユニット型）「運営に関する基準」をご覧ください。</p>

(4) 経過型介護療養病床を有する病院の場合（基準緩和の部分のみ掲載）

（療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換が図られるよう平成24年3月31日までの間、基準の一部を緩和した経過型類型。）なお、経過型介護療養型医療施設の区分で介護給付費を算定するにあたっては事前に、介護老人保健施設等への「移行時期」や「施設設備整備計画」や「人員配置計画」等について記載した移行準備計画の提出が必要となる。

下記、記載以外にかかる基準は通常の類型の人員基準、施設、設備基準を参照。

	内 容
I 人員に関する基準	<ol style="list-style-type: none">1 医師 医療法施行規則附則第52条に規定する数以上2 看護職員（看護師、准看護師） 療養病床を有する病院に係る病棟において 入院患者：看護職員=8：1（常勤換算） 老人性認知症疾患療養病床を有する病院に係る病棟において 入院患者：看護職員=5：1（常勤換算）3 介護職員 療養病床を有する病院に係る病棟において 入院患者：介護職員=4：1（常勤換算） 老人性認知症疾患療養病床を有する病院に係る病棟において 入院患者：看護職員=6：1（常勤換算）
II 設備に関する基準	廊下幅は1.2m以上、ただし、中廊下幅は1.6m以上

人員に関する基準の考え方について

(1) 看護・介護職員について（老企第 40 号第 2 の 8）

- ・看護・介護職員の数は、当該申請の対象である病棟において実際に入院患者の看護に当たっている職員の数であり、看護部長等（専ら、病院全体の看護管理に従事する者をいう。）
- ・外来勤務、手術室勤務等の職員の数は算入しない。ただし、当該病棟と兼務している場合は、勤務計画表による病棟勤務の時間を比例計算のうえ、職員の数に算入することができる。
- ・介護職員の数を算出するに当たっては、看護師、准看護師を介護職員とみなしてもよい。
- ・夜勤を行う職員の勤務体制については、施設単位ではなく、病棟単位で職員数を届け出ること。

(2) 介護支援専門員について（老企第 45 号）

- ・入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の職務との兼務は可。この場合、兼務を行う他の職務にかかる常勤換算上も当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該地の職務に係る勤務時間として参入することができる。ただし、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は不可。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については可。

(3) ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 41 号第 48 条）

- ・ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

また、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- ① 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ② 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- ④ ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ⑤ ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。